

第百五十四回国会
衆議院

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第十号

平成十四年七月十二日(金曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 赤城 徳彦君

理事 亀井 善之君 理事 細田 博之君

理事 望月 義夫君 理事 茂木 敏充君

理事 中山 義浩君 理事 堀込 征雄君

理事 井上 義久君 理事 東 祥三君

理事 逢沢 一郎君 理事 金田 英行君

理事 栗原 博久君 理事 小西 理君

理事 小林 興起君 理事 齊藤斗志二君

理事 坂井 隆憲君 理事 野中 広務君

理事 林 幹雄君 理事 平井 卓也君

理事 松野 博一君 理事 柳本 卓治君

理事 阿久津幸彦君 理事 佐々木秀典君

理事 佐藤 観樹君 理事 手塚 仁雄君

理事 松崎 公昭君 理事 松沢 成文君

理事 山花 郁夫君 理事 山元 勉君

理事 渡辺 周君 理事 福島 豊君

理事 山名 靖英君 理事 中井 治君

理事 樋高 剛君 理事 大幡 基夫君

理事 吉井 英勝君 理事 北川れん子君

理事 保坂 展人君 理事 西川太一郎君

総務大臣

政府参考人

(総務省自治行政局選挙部長)

衆議院調査局第二特別調査

室長 牧之内隆久君

委員の異動

七月十二日

補欠選任

齊藤斗志二君

高鳥 修君

第二類第二号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第十号 平成十四年七月十二日

同日
野中 広務君 吉川 貴盛君
山花 郁夫君 渡辺 周君
中井 治君 樋高 剛君

同日
齊藤斗志二君 補欠選任
渡辺 周君 高鳥 修君
樋高 剛君 山花 郁夫君
中井 治君

七月九日

衆議院議員小選挙区割り見直しに関する意見書
(北海道十別市議会(第六八六〇号))

国会議員の定数削減に関する意見書(高知県檜
原町議会(第六八六一号))

衆議院議員選挙区画定審議会の区割り見直し案
勧告反対に関する意見書(北海道留萌市議会
(第六八六二号))

衆議院議員選挙区画定審議会の区割り見直し案
勧告に関する意見書(北海道当麻町議会(第六
八六三三号))

衆議院議員選挙区画定審議会の区割り見直し案
勧告に関する意見書(北海道音威子府村議会(第六
八六四四号))

衆議院議員選挙区画定審議会の区割り見直し案
反対に関する意見書(北海道猿払村議会(第六
八六五五号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(北海道夕張市議会(第六八六六号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(北海道伊達市議会(第六八六七号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(宮城県名取市議会(第六八六八号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(福島県会津若松市議会(第六八六九号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書

(茨城県つくば市議会(第六八七〇号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(前橋市議会(第六八七一号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(東京都清瀬市議会(第六八七二号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(新潟県新発田市議会(第六八七三三号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(長野県豊科町議会(第六八七四号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(岐阜県多治見市議会(第六八七五号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(大阪府藤井寺市議会(第六八七六号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(大阪府千早赤阪村議会(第六八七七号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(島根県津和野町議会(第六八七八号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(広島県音戸町議会(第六八七九号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(徳島県阿南市議会(第六八八〇号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(高知県土佐市議会(第六八八一号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(高知県宿毛市議会(第六八八二二号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(福岡県水巻町議会(第六八八三三号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(佐賀県多久市議会(第六八八四四号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(熊本県荒尾市議会(第六八八五五号))

政治倫理及び公正な入札の確立に関する意見書
(定住外国人の地方参政権に関する意見書(石川
県志賀町議会(第六八八六号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出
第一〇一号)

○赤城委員長

これより会議を開きます。
内閣提出、公職選挙法の一部を改正する法律案
を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務
省自治行政局選挙部長大竹邦実君の出席を求め、
説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議あり
ませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○赤城委員長

御異議なしと認めます。よって、
そのとおり決しました。

○赤城委員長

質疑の申し出がありますので、順
次これを許します。齊藤斗志二君。

○齊藤(斗)委員

おはようございます。私は、自
由民主党の齊藤斗志二でございます。

本委員会の委員、高鳥修先生との差しかえで質
問に立たせていただきました。事前に質問通告も
させてはいただいておりますが、限られた時間で
ございまして順序が相前後したり、また別のと
ころへ飛ぶというようなこともあるかと思ってい
ますが、事前にお許しをいただきたいと思います
というふうにあります。

昨年十二月この答申が出ました。それに対し
して、自由民主党静岡県連では直ちに申し入れ書
を提出いたしておりますので、最初にそれを読み
上げさせていただきますと思います。

平成十三年十二月二十五日、自由民主党静岡県
支部連合会会長原田昇左右、幹事長天野一の両名

の名前で申し入れ書が出されました。

今回の衆議院選挙区画定審議会による「選挙区割り見直し」の勧告に対して、下記の理由から反対であり、その是正を求めるものである。

一、今回の区画審の見直し案によれば、新たにつくられる第五区及び第六区は二つとも全国最小区の二倍以上の人口となる。これは二倍以上の格差をなくすとの見直しの趣旨に反する。

二、静岡県の小選挙区を九から八に減ずることは、静岡県の人口が過去一貫して増勢であり、今後も増加し続けると予測される状況に鑑み、到底県民の理解を得られない。

三、有権者、生活者の立場から経済・文化・生活圏などの地域性を考慮した区割りにすべきであり、区画審案はそれらを無視している。

こういう申し入れ書を私どもはちようだいし、また関係各位にお渡ししたところでございます。

さらに、多くの方々からも同様の趣旨の申し入れをちようだいし、何としてでもこの五増五減案というのは実態になじまない、また数合わせに終始したのではないかと危惧の中で、改善、改良を模索すべきではなかったかというふうに私どもは受けとめてきたところでございます。

最初に、過去一貫して人口がふえてきている静岡県において小選挙区を一つ減らすということは、静岡県民にとって説明がつかないという立場に私はございます。人口が減っている場合は減らされても仕方がないだろう、そして人口がふえていても、選挙区の数が増えないまでも現状維持、横ばいならやむを得ないだろう、そういうのが普通の感覚なのではないかというふうに思います。が、なぜ、人口が一貫して伸びてきている、十年間そうであるし過去もそうだ、また五年ごとの刻みで見ても伸びてきている、それをあえて一気に減らすということについて私は納得がいけないので、県民に納得がいくように御説明いただきたいと思ひます。

○大竹政府参考人 今回の区割り審の審議に当たりまして、その前提条件といたしまして、都道府県別の定数につきましては審議会設置法の中に規定がござります。その中で、各都道府県に對しましてまず定数を配当し、三百のうち、その四十七を除いた二百五十三については各都道府県の人口に比例して配分するという法律の規定がござります。

こういった法律に基づく算定方式で各都道府県別の定数を算定いたしますと、静岡県に對しましては、現行の九から定数が一減じて八となるということになってございます。これは法律の規定でございます。

○斉藤(斗)委員 随分簡略というか冷たいような説明の仕方です、今後、こういう事態になりますと、何でそんなのかな、法律自体に何か欠陥があるのではないのか、そういう観点からの議論をしなればならないというふうに思ひます。今回はその時間がないのでいたしませんけれども、ぜひとも、この法律そのものが抱えるような欠点、不十分点、十分議論をする必要があるのではないかと、強く申し上げていくところでございます。

もう一点は、同様に、この六月でございますが、私の現在おります選挙区は富士市、富士宮市、芝川町というところでありますが、将来、市町村合併を視野に入れた研究を重ねるところでござります。その二つの市の市会議員並びに町議会の先生方から、定員はトータルで七十六あるわけでございますが、四十八名、パーセントでいいますと、六三%の先生方からの同じような修正を求める決議というの、またちようだいをいたしているところでございます。

重複を避けますので、ポイントを一つだけ申し上げますと、
現行の第五区は、富士市・富士宮市・芝川町から構成されているが、この二市一町は、旧富士郡として歴史的、経済的、行政上のつながりは極めて密接であり、市民、町民の生活圏も一体のものとなっている。

しかしながら、新たな区割り法案では、分断されることになり、市民、町民の理解を得られるものではない。

いわゆる市町村合併を視野に入れて、そのようなことを模索しているなかで水を差される、こういう結果を生ずるわけでございます。

大臣におかれましては、現在、市町村合併推進キャンペーン中、そういう時期に当たっております。私、私の聞く範囲、全国で二千二百二十六の市町村で合併を模索する、研究する、またはそういう協議会を設けているというお話を聞いておりますが、平成十七年までであるこの特例法との関連から見まして、この選挙区の区割りとの関連からめくベクトルが逆方向に向かっているのではないのか。これは同じ省庁として矛盾がある、整合性を欠いているというふうな指摘せざるを得ないのではありませんが、その点、いかがでございますようか。

○片山国務大臣 今、斉藤委員お話しのように、我々は、行政改革大綱、これは平成十二年十二月に決まったものでございますが、それに基づいて、今、全国的に市町村合併の推進を図っております。現在三千二百八十八あります市町村を、与党三党が言われまますように、できれば千を目指してやります。現在、二千二百二十六の市町村が合併の協議会や研究会をつくっております、全国的に見まして相当盛り上がりつつある、こういうふうな考えております。

そこで、選挙区と合併との関係ですが、基本的には関係はないんです。しかし、関係はあるんです。関係はないんだけれども、またこれは関係はあるんです。そこで、十七年三月までにどういう市町村の再編になるか、まだ我々も定かにかみ切っておりませんけれども、いずれにせよ、現在の五増五減は法律に基づいた選挙区画定審議会の御答申でござりますので、これはこのまま我々としては国会に出ささせていただきますわけですが、平成十七年三月になって市町村の様子が大幅に変わる

と、人口等を含めてこのままではおかしいではないか、こういうことになるとすれば、これは、法律の規定によると審議会がみずから判断して、その状況に応じた区割り等のさらなる勧告ができる、こうなっております。

先ほど言いましたように、どういう状況になるか定かでございますので、審議会も現在の段階では判断はいたしておられませんけれども、もし勧告の必要があれば、さらに勧告があるのではなからうか、こういうふうに思っております。それまでは市町村がどう変わろうとも選挙区の区域は決められたものでやると、市町村がどう変わろうとも、こういうことが法律の趣旨でございます。

○斉藤(斗)委員 市町村合併の促進、これは関係があるようなないようなような御答弁でございますが、これは関係があるんです。それは生活している人の問題ですから、国からの、上から見る話ではなくて、現場からの話がここにあるわけでありますね。

そこで、大臣がたまたま、十七年で出た段階で見直しもあり得るということ、これは重大な発言だと思っております。三年後また区割りをいじることもあり得るんだということでございますので、私ども、今私の立場では変更を余儀なくされるといふことも十分視野に入れているとおるんであります。が、またあつちに行くのか、今度は向こうに行くのか、これは混乱に混乱を、拍車をかけるというふうな考えているわけでございます。

私は今回の勧告案の中で、一つは、内容について余りよくない、不十分だという点で五増五減には反対でございますし、また、特に市町村合併との関係で、混乱が発生し極大化していくとともに、住民に政治に対する不信、選挙区制度に対する不信を増幅させる、そういう混乱は絶対避けなければならない立場で反対をしております。

法律という観点でお伺いをいたしたいと思ひます。審議会設置法によって、この法案が根拠になつて五増五減が出てきたわけでございますが、五増

五減、現在、私どもは三増三減の方がいいんじゃないかという観点で議論をいたしております。

なぜそっちの方がいいかということを幾つか申し上げますと、五増五減では、対象となる小選挙区の数が六十八もある、これを調整し動かさなきゃならないというのが一つございます。三増三減の場合は五十三で済む、十五混乱を減少させることが可能になるということ。また、五増五減では格差二倍を超える選挙区が九つ、しかし、三増三減においては六つ、ですから、三つ減らすことができる。したがって、格差の面でも、また動かす選挙区の数においても、ずっと数を減らすことができる、混乱が極小化に向かうことができる、こういったことをしっかりと議論してほしかったというふうに私は思いますが、なぜこういったことが議論できなかったのか。これは、部長に聞くと、いや、法律がそうだからと、非常に冷たい、議論が深まっていないお答えしか出てこない。ここではその質問をいたしませんけれども、私は次のような観点から御質問をしたいと思いますふうに思います。

それは、審議会が五増五減を出した、国会の場で、例えば三増三減の方がマッチ・マッチ・マッチ・ベターだからそうしようと言ったときに、この審議会設置法の法案を改正する必要があるのかないのか。私はないのではないかとこのように見えておるのですが、その点を御答弁いただきたいと思ひます。

○大竹政府参考人 審議会が今回区割りの見直しをするに当たりまして、審議会は法律の規定に基づいての判断しかできないわけでございます。法律の規定によりまして、各都道府県定数配分が既に決まっておりますので、先ほど申し上げましたように、各都道府県別定数配分に基づいて区割りの見直しを行ったわけでございます。

ただいま御指摘がございました三増三減案という形で審議会設置法と異なる定数配分をやることにつきましては、これはまさにお互い法律事項同士でございますので、法律の決定権を持っている

国会の御判断によるかと思っております。

なお、技術的な問題として申し上げますと、審議会設置法は、審議会が区割りの見直しを勧告するに当たりましてよるべき基準を書いている規定でございますので、直ちにこの規定と三増三減、要するに、結果としての区割りの別表の改正が必ずしも結びつくものではないかと考えております。したがって、別表の改正がもし審議会設置法の基準と異なる方法でやられまして、それは一つの御判断であろうと考えております。

○斎藤(斗)委員 ですから、一つの御判断であらうということで、国会の場でその内容を変えても、これは法律違反には、抵触しないんだということなんです。

私は今回、国会の動き、また全体の動きを見まして、この五増五減については指一本さわるな、そういう環境のもとでなされたものではないか、結果多くの瑕疵があるのではないかとこのように残念に思っている一人でございます。この点については質問の後でまた触れたいというふうに思います。

技術的な話をまたお伺いしたいと思ひますが、私は、この六月に自分の選挙区の総会を開催してまいりました。そこで、平成十三年度決算報告、事業報告等々を御承認いただき、平成十四年度の予算等々御承認をその総会の場でいただいております。ほかの先生方も大体そういうことで小選挙区の支部を運営されているのではないかなというふうに思います。現在、政党助成法のもとで多くの税金を私ども、ちようだいをしている、そういう背景の中で、会計報告等々をしなければならぬわけでございます。

政党の支部の会計責任者は、支部政党交付金に係る収支の状況を明らかにするために、政治資金規正法に規定する会計帳簿とは別に、支部政党交付金に係る会計帳簿を備え、政党の本部または他の支部から支給された支部政党交付金による支出等について記載をするものとするという内容でございます。

また、政党の支部の会計責任者、こういう人が置かれているわけでありまして。十二月三十一日現在で、その年の三の支部報告書を、その日の翌日から起算して二カ月以内、ただ、ただし書きがございまして、この間に総選挙または通常選挙があった場合は三月以内というふうになっているんですが、要するに、支部政党交付金を支給した政党の本部または支部の会計責任者に提出するものとされているわけですね。そして、この支部報告書には、監査意見書、領収書等の写し等、他の支部から提出を受けた支部報告書及び監査意見書、他の支部から提出を受けた支部報告書の記載事項を集計した支部総括文書をあわせて提出するものとされているわけでありまして。

ここで、支部では会計責任者また監査人を決めてあるわけでありまして、現在のその役割のある人が、選挙区が変わることによって構成人員が変わってくるわけですね。そうしますと、現在ある支部は解散総会をまずしなきゃならない、それからまた、新たな設立支部総会をしなきゃならない、そして、その中で会計責任者とか監査人とか役員を決めていかなければならない。それはマストの条件だと思ひます。この点についていかがですか。

○大竹政府参考人 ただいま御指摘がございましたように、政党助成法におきましては、政党助成の原資が国民の税金であることにかんがみまして、その会計手続について厳密な規定を置いているところでございます。それからまた、あわせて、政治資金規正法におきまして、政治資金の流れを明確にするという観点から、政治団体のあり方につきましてもさまざまな規制を設けているところでございます。

したがって、政治資金規正法あるいは政党助成法に伴いますところの手続は、政治団体あるいは政党の支部である限り必ずとっていただかなければいけないわけでございますけれども、政党の支部のあり方と申しましようか、政党支部をどのように設けるかということにつきましては、こ

れは政党の御判断であるわけでございます。政党の支部のあり方をどうするかは、それぞれまたいろいろと御検討いただければと思っております。

○斎藤(斗)委員 そうすると、政党の支部の裁量に任されている部分だということお答えであります。例えば、会計責任者は十二月三十一日現在をもつて対応しなければならぬ。今回の法案も、成立した場合、一カ月後に施行ということになっています。時間のずれがかなり生ずるわけなんです。そういう点では、十二月三十一日とか、この法律にのっとった整合性のある内容に変えていただけないだろうか、さもないければ現場が大変混乱をするということなんです。

総会を開き直し、解散の手続をとり、新たな支部設立をして、新たな人を頼んでいく。私が予想されることは、新たなところ、これは仮の話であります。半分以上が全く新しいところなんですよ。そういうところへあいつしなから、どなたか役員をやってください、とても一カ月じゃ済まないんですよ。こういう整合性もすっかりとっていただかなきゃ不親切じゃない法案だということになると思ひますが、部長、いかがですか。

○大竹政府参考人 今回の法案の施行との関係で申し上げますと、今回、政府の提出いたしました法案につきましては、施行は一月の間猶予をいただいております。平成六年の、現在の区割り法でございますけれども、この改正法が公布の日から起算して一月を経過した日から施行するとされたところでございまして、今回も、これに倣いまして一月後の施行としているわけでございます。

しかしながら、この法律が適用されますのは次の総選挙からでございますので、総選挙がいつあるかはわからないわけでございますけれども、一月の施行後、直ちにこの新しい区割りが適用されるものではないだろうと思っております。

いずれにいたしましても、先ほどお話がございました、支部のあり方と支部の会計とあるいはこの法律の施行との関係をどう考えるかにつきましては

では、法律の施行に合わせまして、各政党の支部のあり方をどのようにするのか、その検討の一環の中でお願ひしたいと思っております。

○斉藤(斗)委員 いずれにしろ、まだまだブラッシュアップといえますが、よりよくしなきゃならぬ、そういう法案であるということを指摘しておきたいというふうに思います。

次に、幾つかの選挙区について質問をさせていただきます。いただいたというふうに思います。

御案内のように、今回、北海道十二区というのが新たに設けられます。そこでは、北海道が一つ減るといふ背景の中で、再度調整の上で新たな選挙区が発生していくわけですが、何と、これは端から端まで六百四十キロにもなるんだというお話をお聞きいたしました。これは、通常では考えられない、大変常識を逸脱した選挙区になる。こういったことを国会の場で認めていくということについては、私は疑問があります。

六百四十キロといいますが、東京から兵庫県の新神戸、西明石のあたりまでの長さになるわけがあります。本州を右から左、東から西という見方をいたしますと、太平洋から日本海まで突き抜ける、そういう大きな大きな一つの選挙区になってしまう。これでは、選挙活動とは一体何だろうかという疑問を呈せざるを得ないわけでございます。

私が調べてまいりましたら、その選挙区には、離島、礼文島、利尻島という島もある。そこには合わせて一万人余の人が生活をいたしております。郵便局も、合わせて十ほど設置をされております。そういった方にも丁寧に自分の主義主張を訴え、そして国のあるべき姿を語っていく、六百四十キロの中で、わずかな選挙期間の中で、私は、とても無理だというふうに思うんです。こんな無理な選挙区をよしとして、これはいいから五増五減でやれというのは、納得がいけないんです。

そこで、審議会でもそういった議論があったのではないかと思います。大竹部長にお伺いをいた

したいと思いますが、こんなとてつもない、とても常識では考えられないような大きな選挙区を本当につくっていいのか。大竹さん、私は、当然、あなたは窓口であり、その経過をお聞きになっていたんだというふうに思いますので、その点、私どもにわかりやすいようにお答えいただきたいと思ひます。

○大竹政府参考人 現行七区の選挙区が、今回、北海道の定数一減に伴いまして見直し対象の選挙区となったことに伴いまして、現行七区の宗谷支庁と現行十二区の網走支庁を合わせまして新しい北海道十二区という形で、審議会の答申が出されたところでございます。

この選挙区につきましては、全国で各選挙区の面積を比較いたしますと、面積最大の選挙区でございます。今お話がございましたように、宗谷岬から知床半島までという形で広大な選挙区であることは間違いないこととございまして、審議会でも、それにつきましては十分御認識の上のこととでございます。

しかしながら、北海道につきましては、人口との関係で、いずれも非常に面積の大きい選挙区がたくさんあるわけとございまして、全国の選挙区のうち、面積の大きい順に並べていきますと、上位六位までがすべて北海道の選挙区となっているところとございます。したがって、地理的状況との関係で、このような大きな選挙区ができることもやむを得ないという審議会の判断でございました。

なお、新しい十二区でございますけれども、この面積は、現在の七区、今回、審議会の改定案では見直し対象となりました七区でございますけれども、この七区と比べますと、新しい十二区の方が面積はむしろ小さくなっております。このことは申し上げたいと思ひます。

○斉藤(斗)委員 この北海道の膨大な選挙区というのは、私は、国民に話しても笑われてしまうんじゃないかと思ひますよ。

いたしました、立候補のあいさつに参りました、立候補のあいさつを十分やらないうちに選挙が終わっちゃうんですよ。これでは、まずいよね。そういう素朴な疑問の中で、ぜひとも今回のような答申というのは避けていただきたいかなというふうに思ひます。

そういったことも避ける意味では、三増三減というのは、先ほども申し上げました、格差の二倍をもっと減らすことができるし、対象とする小選挙区の数も減らすことができる、混乱を少なくさせることができる、こういういい案があるのではないかな。なぜ、私も、勇気を持って改正に向かわなかったのか、残念に思えてならないわけでございます。

もう一つ、十年ごとに国勢調査が行われ、選挙区制度が変わる、区割りが変わっていくということとでございます。今の法律の流れの中で、そうしますと、十年ごとに大騒ぎをするわけですね。これは、政治に対する信頼、選挙に対する信頼を著しく損ねると私は思っています。十年ごとに、いやこつちだ、こつちだということ、世間様に笑われちゃうと思ひますよ。

そこで、格差は正の調整を、比例部分での増減にゆだねるべきではないか。法改正のもとで、よりよい選挙制度をつくった方がいいと考えなきゃならないんだというふうに思っております。

現在、小選挙区比例代表制の中にはブロック制というのが導入されておりまして、ブロック内における比例部分での増減による格差は正ということに大きく踏み出さなきゃ、毎回毎回十年ごとにと右往左往の大騒ぎになってしまう。私は、そういったことをきちんと議論し、直していただきたいということを提案したいわけですが、では大臣、お願いします。

○片山国務大臣 十年ごとというのは、法律に書かれていてありまして、国勢調査の本調査が行われるとき、人口が動きますからね、固定的じゃないから。やはり、人口に応じて、二倍以上にならない、こういうことで見直すことは必要で

はなからうかというの、法律の趣旨でございます。

そこで、それを一々小選挙区で調整せずに、比例で調整したらどうかと。そうしますと、人口が減ったところを減らさずに比例で調整しますと、軽く二倍を超えちゃうんですよ。それが認められるかどうか。それと、今の小選挙区の総体の定数と比例区の総体の定数は、法律で決めていますよね。この関係がどうなるのか。

こういうこともございまして、これは制度をどうやって仕組むかという議論でございまして、現在の制度では、今、斉藤委員が言われたようなことは、大変なかなか困難ではないかと考えております。

○斉藤(斗)委員 もう時間も余りなくなりました。提案されている五増五減、再度申し上げますが、北海道の問題、秋田二区の状態、また東京の十八区、二十二区、これは単純に入れかえるという、将棋のこまのような、機械の部品のような入れかえをして数合わせをしている、こういうことはやはり避けるべきではないかなというふうに思ひますし、人口が一貫してふえている静岡県を減らすということについては、本当に残念でなりません。

それでは、時間が参りました。そういう点では、後世の史家からの評価にたえ得るような案にしたいいただきたいことをお願い申し上げます。残りの時間を坂井先生にお譲りしたいと思います。ありがとうございます。

○赤城委員長 次に、坂井隆憲君。

○坂井委員 一票の価値は、三倍を超えれば明らかに違憲と言えて、本来二倍未満であるべきということ、今回のいろいろな勧告も、全国の議員一人当たり人口四十二万三千六百四十八人、これをもとに、最大人口を五十六万四千八十五人、最小人口を二十八万二千四百三十三人ということで、この理論値のもとでいろいろな調整をされているわけがあります。

お手元に資料を配っておりますが、この最小人口二十八万二千四百三十三人、これより少ない選挙区

というのがあるあります。その中には、先ほど齊藤議員からも御指摘がありましたけれども、各県に一人ずつ配分してその後人口比例にするという現行方式でありますので、福井県、徳島県、高知県にたいし、県の人口からして、定数で割った二十八万二千四百十三人にいかなう。

例えば、福井県でいうと二十七万六千三百二十人になる、徳島県は二十七万四千六百六十五人、高知県では二十七万一千三百二十六人というふうな、もう既にこの理論値を満たすことができない県があるということは、今の現行方式の限界である、これは齊藤委員の御指摘のとおりだと思っております。

一方で、平均人口が二十八万二千四百十三人を超える県、例えば山梨県、長崎県、こういうところもありますが、こういうところの選挙区でも、例えば山梨一区では二十八万三千三十一人ということとで、この理論値を下回っている。あるいは、長崎県は三区が二十七万六千九十八人ということ、これも最小人口を下回っている。

しかるに一方、秋田県を見ますと、秋田県は一人当たり人口三十九万六千四百五人ですが、この二区は二十七万九千七百七十六人で最小人口を下回っておりますが、これを一挙に今回の勧告で三十八万二千九百五十九人までふやしている。これは秋田の二田議員から非常に不満が漏れられているところでもあります。地元の地域状況を勘案していいないということ指摘されているところでございますが、どうして秋田を大幅に動かして、一方で山梨や長崎は動かしていないのか。この辺が私にとっては何となく解せないという感じがします。

それでは、二十七万の最低のところ、今回、高知県が、一区が二十七万七百四十三人の最低人口になります、例えば、今回の勧告はある程度やむを得ない、だから、理論値には余りこだわらないで、この二十七万七百四十三人というところを限界にして考えるということも一つの手だと思っております。

例えば私の佐賀県なんかは、三区が二十六万七千一人しかいませんので、これをふやしていくというのにはある意味でやむを得ないことだと思っておりますが、この理論値の二十八万二千四百十三人を満たすようにということでやはり大幅にふやしてあります。その結果、やはりこれも地域を非常に無視したような感じになって、私の出身地である神埼郡というところは六町村あるんですが、そのうち五町村が外れて一町だけ残る、一つの町だけが私の選挙区になるということでもあります。

私の選挙区のことではいろいろ言うわけではありませんが、全体の物の考え方、これが何となく解せないという感じがしますが、このあたりについて、各県の取り扱い、山梨県、長崎県の取り扱い、こういうことを含めて、ちょっと御説明をいただければと思います。

○大竹政府参考人 今回、区画審議会が区割りの見直しを審議検討するに当たりましては、まず「区割りの改定案の作成方針」というものを取りまとめまして、この中で区割りの基準を定めまして、これにのっとりまして具体的な区割りの審議が行われているところでございます。

この区割りの基準でございますけれども、先ほどから委員の御指摘がございましたように、各選挙区の人口を、原則として全国の議員一人当たり人口の、これは四十二万三千人でございすけれども、上下三分の一の幅におさめていく。すなわち、上限は、全国の議員一人当たり人口の三分の四、これは五十六万四千一人。それから、最小が、全国の議員一人当たり人口の三分の二、これは二十八万人でございすけれども、この中の幅におさめていこうという考え方で作業が行われたところでございます。

したがって、この考え方の中で、全国の議員一人当たり人口の三分の四を上回る選挙区は設けない。一方で、御指摘がございましたように、どうしても全国の三分の二を下回る選挙区が不可避免的に生じるものがございますから、全国の議員

一人当たり人口の三分の二を下回る選挙区はできるだけ設けないという基準を設けて作業をしたわけでございます。

その中で、御指摘の秋田二区でございますけれども、これにつきましては、秋田二区の人口が二十七万九千人余でございまして、先ほど申し上げました全国の議員一人当たり人口の三分の二の二十八万二千人を下回っていることから、今回、区割り基準上、これは見直しの対象にせざるを得ないというところでございます。

審議会ではいろいろ検討されたわけでございすけれども、この秋田二区につきましては、まず、秋田県の議員一人当たり人口が四十万人近くあるということで県内格差が非常に大きいということ、それからまた、秋田二区との関係につきましては郡市の単位で異動させることによって調整が可能であるということ、こういったことから、現行一区の男鹿市及び南秋田郡を二区の方にあわせるというこの見直しが行われたところでございます。

一方で、山梨一区、それから長崎三区、これにつきましては、同じように全国の議員一人当たり人口の三分の二を下回る選挙区につきまして見直しが行われていないわけでございます。

まず、山梨一区につきましては、現行の山梨県の県内格差が一・〇九倍ということで極めて県内三選挙区の人口バランスがとれているということ、もし山梨一区の人口を、下限人口を超えるようにしますためには、町村単位での入り繰りによつて人口のかさ上げを図っていくことになるわけでございすけれども、これも必ずしも適当でないという判断から、山梨一区につきましては現行どおりとするという判断がなされたものでございます。

それから、同じように長崎三区でございますけれども、長崎三区につきましては、郡を分割して町村単位で異動することによりまして下限人口を上回る選挙区を設けることは可能でございますけれども、その場合には山越えの登山道しかない町

村を異動させるということで、これは必ずしも適当でないと考えられたこと、それから、もしそうでなくて別の方法をとるとすれば、県内を大幅に見直しせざるを得ないということ、こういう判断から、長崎三区についても見直しの対象にしないとしたところでございます。

○坂井委員 いろいろ議論すると、ほかの県の議員にも影響しますので、これ以上の質問はしませんが、全体に何となく割り切れないものがあるなというのが一つ。

それからもう一つは、いろいろな議論の中に、どうしても県内の格差という、本来、選挙制度というのは、人口の格差を考えるとということになれば、やはり県内のことをどれくらい今後考えていくかということになっていくと思うんですね。そういう意味では、各議員が指摘されているように、一人配分というのはもう限界にきているなと思います。今回、もう間に合わないかもしれないんですが、今後はどうしても県に一人配分というこの配分方式をもうやめないといけないと思っております。

ただ、これを入れた経緯は、どうしても過疎地だとか地域のことを考えてくれという要望があつてやつたわけであります、これからは市町村合併をし、あるいは道州制を含めての県の合併まで将来、議論になるかもしれないというときに、別に県内に配分しなくてもいいんじゃないかと。むしろ、そういう地域を配慮するとすればブロックで考えたかどうかと思つて、私は、一つの私案をここに配付しているわけであります。

これは、全国面積を、各ブロックごとに比率をとりました。その比率をとりまして、北海道のパーセント、東北の比率、そういう比率で、例えば比例区は百八十人、その中で一〇％分、十八人を基礎配分をする、その後、人口比例する。あるいは、二〇％相当の三十五人を基礎配分して、その後、人口比例をするという形にしますと、どうなるかということでもあります。

北海道が、現行定数が八人ありますが、十八人を基礎配分すると十一人だ、三十五人を基礎配

分すると十四人。私の出身である九州は理想的なところでありまして、いろいろなことをやっても変わらないという結果になっていますが、見ていますと、恐らく各県一人配分をやめれば、都市部の方はほとんど定数がふえます。

それで、一緒に組み合わせた表も私はつくっていませんが、わかりにくくなるものですか、この比例区のところだけ抜き書きして持ってきたんですが、北関東とか南関東、東京都は、そういうことをした場合に、当然、人口密集地ですから、比例区のプロットの定数は減ります。しかし、

一方で、北海道、東北、北陸信越あるいは中国、こういうところはふえていく、四国も若干ふえるという形になりますから、やはりどういう表にして過疎地というものを考えていくか。私は、過疎地域を考えると、これも重要だと思っています。国家というのは、国土というのが基本をなすわけですから、重要であります。県ごとにやるとするのはもうやはり限界にきているという感じがします。

ぜひこの辺について、今の段階で前向きには言えないでしょうが、貴重な意見と判断して、勉強しますとかそういう御答弁を願えればなと思っています、よろしく願います。

○片山国務大臣 今、坂井委員の御提案は確かに一つのお考えではあると思いますが、投票価値というのはいくつ有権者、人間というのじゃいけません、有権者でございまして、面積そのものがストレートに考慮の対象になっていない、こういうことでございまして、都道府県は明治以来の行政単位ですね。それはそれで国民感情からも定着しておりますから、地方なりといえども一つの発言権をまず与える、これは一つの考え方だと思いますね。

ブロックというのは、なるほど比例では今採用しておりますけれども、これは行政単位でもなければ、まだ正式に制度に認知されているものでもなくて、将来、道州制なり広域圏、そういうものができれば、それは一つの対象にはなるのかな、

こういう感じがいたしますが、いずれにせよ、幅広い検討の中の一事項にはさせていただきたい、こういうふうに思っております。

○坂井委員 検討の一事項かもしれませんが、ユーロは統合して、これからアフリカだつてNEPADができて、いろいろなことをしているときに、九州は一つという言葉は今まで言っていて、一つ一つなんだけれども、だんだん一つにせにやいかぬ。ですから、いろいろなことを考えて、これから柔軟に考えていく時代だと思っております。

それから、いろいろ質問事項はありますが、一つは今の選挙制度に絡んでますが、都道府県の県会議員の選挙、これも非常にいびつになってきます。例えば、今度私の選挙区を離れる郡部でいますと、六町村のある郡ですが、二人の県会議員がいます、一人は私の選挙区に残る町の県議員、あとの五町村の中の方に一人県議員がいるんですね。

そうすると、こういう選挙制度の改革の中で、県議レベルの選挙区とかいうことを考えないでずっと議論しているものですか、どうしてもいびつになってきます。やはり小選挙区を導入したときに、政党政治を目指すとかいろいろなことを言っている前に、そういうところの観点というものを考えて、国、地方をあわせた選挙制度というものを議論しないといけないなと思っています。

ところが、大体、選挙制度、どこで議論しているのか。国の場合は選挙制度審議会設置法があつて、国会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める基準及び具体案の作成に関する事項をやる。地方自治法では定数が決まっています。公職選挙法でいろいろな議論もしていますが、選挙区の区割り、衆議院は選挙区画定審議会設置法でやっています。

だから、これが終わったら今度抜本的な議論をするという話になっている場合に、どうしても都道府県の選挙のあり方等含めて議論してもらいたい。では、それはその場合にどういふような組織でやるのか、それについても聞かせ願いたい

と思います。

○片山国務大臣 なるほど都道府県議会あるいは市町村もそうかもしれませんが、それについては、国の審議機関の中からは地方制度調査会に私はない、こう思うんですね。今、都道府県議会議員の選挙区は市単位なんですよ。ただ、合区していいし、あるいは分区分けというようにも考えておりますけれども、いずれにせよ、しかし、市町村の再編を行った後で、都道府県議会の議員さんの定数をどういふふうに考えるか、大きな課題だと思っています。

また、御承知のように、政令市がふえますので、政令市の議員さん、お仕事からいって数がどうかというのは前から議論があるわけでありまして、そういうことを含めて地方制度調査会を中心に議論させていただきたい、こういうふうに思っております。

○坂井委員 どうもありがとうございます。

○赤城委員長 次に、渡辺周君。

○渡辺(周)委員 民主党の渡辺でございます。(発言する者あり)ありがとうございます。

静岡の第六区の選出でございまして、今回、いわゆる五増五減案では私も選挙区を直撃される一人でございます。国会に出てくる議員でございまして、当選選挙区がどういふ事情でということ、きょうここにいらつしやるすべての委員と同じでございまして、選挙区はどこであつても国政に専念をするということには変わりないわけでありまして、しかし、今回のこの法案につきまして、私は大変否定的な立場でお尋ねをするわけでございます。

まず、今回、一票の格差を是正するというところで、二倍以内におさめるということでもそもも法案ができたはずなのに、二倍を超えている選挙区は、静岡県の、先ほど質問されました斎藤委員の当該する静岡五区と私の六区というところは二倍を超えるわけですね。二倍を超えないことを目的にして格差を正すために見直しをしたのに、結果として二倍を超えるものができたということは、

これははつきり言って欠陥じゃないかと私は思うわけですが、その点については、今回の法案を受けてどのようにお考えですか。

○大竹政府参考人 今回の審議会の勧告に伴う改正案によりますと、二倍を超える選挙区が現行の九十五から九に減る、それから、最大格差につきましては現行の二・五七倍が二・〇六倍になるといふようになってございまして、確かに現行の選挙区間の格差に比べますと、大幅に縮小されてはございますけれども、残念ながら二倍を超えた選挙区は残っている状況にございます。

これにつきましては、審議会でも各種検討されたわけでございまして、先ほどからお話がございまして、審議会では、選挙区をつくり方といたしまして、いわゆる偏差方式をとるという形で、全国の議員一人当たり人口の平均を中心と両方の偏差の中におさめていく考えをとっているわけでございます。

しかしながら、現在の審議会設置法の規定によりまして、現在の定数配分によりますと、全国の一人大たり人口の三分の二を下回る選挙区がどうしても出てくるわけでございまして、その下回る選挙区が生ずることに伴って最大格差二倍を超える選挙区が出てきたというものでございます。

これにつきましては、審議会でも、最小の選挙区を基準に二倍を超えるものについても個々に削減を図れないか検討を行われたわけでございまして、けれども、そういったこと、かなりの市区の分割等が生じたり、あるいは大幅な全面的な見直し等も必要であるということから、現在の勧告に伴うところの内容にとどまったということでございます。

○渡辺(周)委員 今残念ながらというふうにおっしゃいましたけれども、残念ながらと言ったって、これは偶然的な産物で結果としてこうなったというんじゃないで、二倍を超えないためにつくった法律で、これは人がやることですね。人工的につくられたものなんです、人がこう集まって、今残念ながらとおっしゃったけれども、偶然の

産物で結果として二倍を超えてしまったというんじやなくて、結局、九十幾つある二倍を超えるところは幾つになったかいいじやないかと。しかし、そもそも二倍におさめることが目的につくられたものが、人が知恵を絞って、どういう偉い方が集まってやったのか知りませんけれども、人工的にやった、人が集まって人為的にやったにもかかわらず二倍を超えたというのは、やはり欠陥としか私は言いようがないと思うんです、その目標、目的でつくったわけですから。

ですから、今残念ながらとか偶然の産物で結果としてそうなったみたいなおとしやいましてたけれども、そうじやなくて、これはやはりその過程の中に、なぜ二倍を超えるものができてきたか、それに対して、審議会に対して、それをやはり守れということと言えなかつたんですか。もう一回ちょっとお尋ねします。

○大竹政府参考人 区割りの改定案につきまして、審議会が行われるものでございまして、私も総務省といたしましては、事務局としてさまざまな資料等の調整をやっているわけでございすけれども、審議会の御判断といたしまして現在の勧告が行われたということでございす。

しかしながら、勧告に至りますまでの審議の中では、審議会といたしまして、二倍を超える選挙区が残ることについてもかなりの議論が行われているところでございす。二倍を超える選挙区をすべてなくすようにさらに切り込んでいくのか、あるいは選挙区の安定性という観点からある程度にとどめるのか、その議論が行われました結果といたしまして現在の勧告になっているということでございます。

○渡辺周委員 はっきり言って、今この後の質問にもちよつと関連しますけれども、一体どういう議論がされたかというのは全然わからないですね。

例えば、二倍を結局超えてしまったということも一つ、ここに「区割りの改定案の作成方

針」、平成十三年九月に選挙区画定審議会の区割り基準の中で、例えば（五）というのがございまして、「地勢、交通、歴史的沿革、人口動向その他の自然的社会的条件を総合的に考慮するものとする」というふうな基準がありながら、正直言つて、例えば交通あるいは歴史的沿革、こういう点については、一体どういう議論がされて、どういう地域の実情を本当に考慮するような手続をしてきたのか。例えば、本当にわかっている人がやったのかどうか、その内容については一体どういうことであつたのか、ちよつと詳しく教えてもらえませんか。

○大竹政府参考人 審議会では、審議に当たりまして、まず、現行選挙区の状態につきまして、現行の選挙区の問題点等があるかないか等についていろいろ検討がなされてございす。その後、全国四十七都道府県の知事さんから、それぞれ、現行の区割りを当りに当たりにしての基準についての御意見、あるいは現在の区割りについての御意見、さらには今後区割りの見直しを行うに当たりにしての御意見、こういった御意見等も聴取してございす。さらに、さまざまな計数資料等、あるいは地勢、交通等に伴うところの資料等、こういったものに基きまして議論が行われたところでございす。

そういった中で、ただいまの法律の規定、御指摘があつたわけでございすけれども、地勢、交通等についても当然ながら考慮されたわけでございす。一方で、投票価値の平等の確保という観点から、これとの関連から、どうしてもある地域の都を分割したりといった作業が必要になつたわけでございまして、確かに、地勢、交通等、そういった面から必ずしも地元の御意見等に沿う選挙区ばかりではないかとも思うわけでございすけれども、選挙権の平等の確保という観点からの修正等もやむを得なかつたもの、かように考えてございす。

○渡辺（周）委員 知事さんには聞いたということでございます。しかし、正直言つて、例えば私の

選挙区をちよつと例に挙げます。今度の五増五減案でいくと、例えば駿東郡というところは分割される、田方郡というところも分割されるわけですね。片つ方で、ここに書いてあるとおりいけば、歴史的沿革あるいは交通というようなことをとても考慮したとは思えないわけなんです。

つまり、鉄道が途中で分断されたり、県道や国道が途中で分断されたりして、そもそも非常に密接な結びつきを持っている地域の実情を、何かだれだかわからない、地域の実情もろくに知らないような人たちが実はやつたんじゃないか。これは私の意見じゃないですよ、そういう意見が、大変批判的な声が多いんですよ。

本当にどこまで調べてやつたんですか、知事の話も大体どれくらい聞いたんですか。それから、本当にその当該する選挙区の歴史的な沿革とか社会的な結びつきであるとか、そういうことはどこまで調べたんですか、どういう議論がされたんですか。その点、ちよつと詳しく教えていただけたらいいです。

○大竹政府参考人 審議会では、各都道府県の知事さんから意見をいただいているわけでございすけれども、これにつきましては、各都道府県さんの意見でございすので、知事さんの、県によりましては意見の濃淡等はございす。一方でまた、各種地勢、交通等につきましても、これはどういったという具体的なものはなかなか提示しにくいわけでございすけれども、これにつきましては審議会としては十分認識した上で審議が行われたところでございす。

○渡辺（周）委員 例えば、その地域に来て、審議会の委員が当該する選挙区に来て、ここそここの町は切つても切り離せないんだ、本当にそういうことまでしたのか。ただ、例えば知事さんと呼んで、話を一時間か二時間聞いて決めたのかというのを言わざるを得ないわけですよ。なぜそういう議論の自身が全く伝わってこないのか、そういう議論の公開というのは、全然わからないわけですよ。

例えば途中でだれかが、政治家が入ってきて、あるいは当該する利害ある人が出てきて、あちこち手をつ込んでいじられたり、いわゆるゲリマンドー的なことにならないためには、公正公平であるために、非常に議論をされたということである。ところが、この法案がどういう形であれ、もし通るんだつたら、やはり、議論はどういう中身であつたかということが関係者にわかるように、あるいはその地方自治体にわかるように、私は議事録なりを公表するべきだと思うんですが、その点はどうお考えですか。

○大竹政府参考人 審議会の区割りの審議の過程におきますところは、審議の内容等につきまして公開いたしますと、やはりさまざまな御意見等があつて自由公正な審議ができないということ、審議会そのものは秘密会で行われたわけでございすけれども、この審議会の審議の内容につきまして、審議会の勧告後、情報公開の対象といたしまして、議事録は公開してございす。

○渡辺（周）委員 しかし、これはほとんどの方が皆戸惑っている、当該する方々は。確かに、国会議員を選ば選挙だから、市会議員さんや町会議員さん、あるいは都道府県の地方議員を選ぶというのと違って、選挙区はどこでもいいじゃないか、どこで選ばれたかよりも国へ行って何をするかというところが、これは正論なんですよ、それをわかつていて物を言っているんですけれども、ただ、やはり地域の住民にしてみれば、一番身近なコミュニティが分断されておいて、分割されて、一体これは何だ。これが本当に権威のある人間が、審議会の権威あるという方々がやつたことだというふうな思われていないわけですね。全くその地域の実情を知らない人間が一体どういう手法でやつたんだと。

例えば、人口の増減だけ見て、ここは人口が五年間で、十年間で減っている、ここは十年間でふえている、足してちよつとプラマイ・ゼロだからいいや、ここここをくつつけて入れかわりにすればちよつとゼロ、とんとんになるだろうと、何

か線を引いて、本当に勝手に人口的に線を引いたんじゃないかというふうなことになるね。

そういうふうに思われていること自体が、この審議会自体の権威はもう全く信用されないわけですよ。ですから、そのところについてはちゃんと、その問題についてはやはり説明責任を果たしていただきたいというふうに私は思うわけであります。

ちよつと時間があと五、六分になりましたけれども、先ほども斉藤委員からお話がありました。同じ所管官庁で、所管省庁で、合併の特例法で市町村の合併を促進すると。先ほどお話がありました、三千二百十八の自治体を千ぐらいにしたらいんじゃないか。そして、今現在、二千二百二十六の市町村が協議会をつくって、あるいは研究会をつくって、そこに向けて機運を高めている。

となりますと、これは、そもその区割りの画定をするということになれば、片っ方で市町村がどんどん大きくなっていくば、当然相反することが起きるわけですね。この点について、例えば平成十七年の三月までということを考えれば、その時点でどう判断するんですか。国勢調査は、確かに今度行われるのは平成二十二年でしょうか。ただ、こうした市町村の合併が進んだときにどのようにしてこの選挙区というものを今後判断するのか、その点については現状、どうお考えでしょうか。

○片山国務大臣 この審議会の答申については、いろいろな御意見がありますね。審議会では、渡辺委員には釈迦に説法でしょうが、基本的な区割りの方針をつくりまして、それから基準をつくって、それは公表しているんですね。それに基づいてやる。そうしますと、やはり、それじゃ全部が百点、実情に全く沿っているかという、これはどうしても方針や基準に基づいてやりますから、しやくし定規なところが出てくるというのは、私はやむを得ない。

しかし、その中では、私は審議会は最善の努力

をしてもらったんだらうと思いますし、そういうことをお任せしますという制度をつくったんですよ、委員。当事者ではいろいろな議論があるから、権威のある第三者機関にお願いします、こういうことになったものですか、なかなか関係の方も我々もつらいところなんですから、これはそういう仕組みを国会で、皆さんの御同意の中でつくったということもぜひ御理解を賜りたい、こういうふうにも思っております。

そこで、合併は十七年の三月が一つの目安ですけれども、それじゃ合併が全部それで終わるか、それはわかりません。我々、できるだけ十七年の三月までに合併を進めたい、こう思っておりますが、それじゃ千になるか、これは私はなかなか現状は難しい、こう思いますが、できるだけそれを目指してやります。

そこで、市町村の再編が終わった段階で、今の小選挙区の区割りから見ればこれは大変問題がある、こういう御判断を我々じゃなくて審議会がした場合には、法律の規定で新たな勧告ができる、こういうことでございまして、そうでなければ、十年ごとに国勢調査の結果で見直していく、こういうことでございまして、この制度も実は委員、国会でお決めいただいた制度でございまして、その点は、ひとつよろしく御理解を賜りたいと思います。

○渡辺(周)委員 審議会を設置することについては同意したんだと思いますよ。しかし、内容については、だから本当に、どこまで丁寧をやったかということなんですよ。何か知らない人が、どこか東京で集まってこんなものだろうとつくったんじゃないかという疑いだって持たざるを得ないような、地域に住んでいる人間からは判断をせざるを得ないわけですよ。

ですから、この審議会、確かに設置については同意をしましたが、審議会がどういう内容かということとは全く同意できないと私は言わざるを得ないわけでございます。

ただ、私は採決のときにいい、委員の差しか

えてございしますので、残念ながら党の方針とは違うことを私はしゃべっているかもしれないんですが、ただ、本当のことを申して、例えば、やはり確かにゲリマンダーをつくっちゃいかぬ、しかし、区割り基準を見ると、この区割り基準というの全然それが守られていないんじゃないかと言わざるを得ないような結果でございまして。

そこで、時間もありませんから最後に申し上げますけれども、やはり地域の声がまず取り入れられていない。知事さんに会ったと言ったけれども、どれぐらい時間をとったか、さつきお答えになりました。百時間やそこら聞いたんですか。あるいは、その市町村課長なりが来て、ここここはこういう結びつきで、ここはこういう歴史のないささつがある、そういうことをやっただけですか、本当に。どこまでやっただけですか。そこだけ、ちよつとも一回答えてください。

○大竹政府参考人 各都道府県の知事さんから御意見をお聞きしたわけでございますけれども、これににつきましては、原則として書面によつて意見を聴取してございまして、しかしながら、各都道府県のそれぞれ担当部門の方がいらつしやいまして、知事さんの意見を踏まえて、いろいろと背景説明等いたしてございまして。

それからまた、各都道府県の知事さんの御意見の中には、それぞれ県内の市町村等の意見を踏まえて書かれていたところが多かったように考えております。

○渡辺(周)委員 そう言いますけれども、例えば田方郡なんというところは真つ二つに分断されるんですね。例えば田方郡の伊豆長岡町というところがありまして、伊豆長岡駅という私鉄の駅がありますけれども、そこは田方郡市山町というところの地先なんですよ。

つまり、道路を挟んで向こう側で、線ではさつと切られた。ところが、ある意味では、全くその地域にしてみれば、何でもそこそこ切られるんだ、結びついてるようなところが切られて、例

えば斉藤委員の富士市と伊豆長岡町なんというところがくつつくわけですよ。それで、こんなのはもうはつきり言つてむちゃくちゃなつくり方だとか言いがたいわけですね。本当に数を合わせたとか思えない。その点については、本当地元の意向をやはりもっと聞いていただきたいというのが本音でございまして。

もう時間がそろそろなくなりました。最後に申し上げますたいのは、やはり二倍を超える選挙区をつくつちやいかぬという大前提でやつたことが二倍をもうもともとを超えたということで、これはやはり問題だと私は思うんですね。どう考えても、やむを得ないじゃなくて、二倍を超えないためにつくつたものが結果二倍を超えたけれども、前のよりの格差に反するようなものをまた出してきていると言わざるを得ないわけでありまして。

この点については、ぜひとも私の意見を申し上げまして終わらせていただきますけれども、今回の区割り案については、もつと丁寧やるべきである、そしてもつと説明をすべきであった、そしてまた、二倍を超えるということがあつてはならなかつたということを最後に申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○赤城委員長 次に、井上義久君。

○井上(義)委員 公明党の井上義久でございます。初めに、先ほどからも出ていますけれども、市町村合併との関係について伺いをしたいと思っております。

区画定審議会設置法三条一項は、区割り案作成の基準として、行政区画を考慮すべきことを定めているわけでございます。審議会はこれを受けて、昨年九月に策定した「区割りの改定案の作成方針」では、市区町村、指定都市にあっては行政区画になりますけれども、区域は分割しないことを原則としておりますけれども、勧告では十六市区が分割をされているというのが現状でございまして。

一方、先ほどから議論が出ていますけれども、現在、政府は、市町村合併特例法に基づいて、全

国的に市町村合併を一生懸命推進しております、十七年三月三十一日の期限切れまで、相当積極的な取り組みが今されております。

そうなりますと、相当分割地区がふえるんじゃないかということが予想されるわけです。一方、区画定審議会設置法の四条第二項は、審議会は、いわゆる国勢調査、十年に一回の国勢調査のたびに新たな勧告を出さなきゃいけないということになったわけですから、これが平成二十二年ということになりました。この二十二年の国勢調査を待たなくても、特別な事情があると認めるときは、区割り改定案の勧告を行うことができますということになっていくわけです。

市町村合併を大幅にすると分割地区がふえるということになりますと、この特別な事情に該当するんじゃないか。当然、区画定審議会は新たな勧告を出すべきではないか、私はこう思うんですけれども、この点について御見解をお伺いしたいと思います。

○片山国務大臣 今一生懸命やっております、先ほども言いましたが、全国的にかなりいい雰囲気、ムードになってきて、なかなかできてきたな、こう思っておりますが、ただ、十七年三月までどのくらいできるか、我々も今確たる見通しを持っていくわけではありません。

できるだけ千を目指してと、こういうことでございまして、できぐあいにもよると思っておりますけれども、今の審議会設置法第四条第二項に言います、各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、勧告を行うことができます、こういう規定でございまして、この判断は審議会そのものが行うんですね、我々がございませんで。しかし、私は、できぐあいによつてはこの条項に該当することもあり得るな、こういうふうにも考えております。

○井上(義)委員 進みぐあいということなんですけれども、行政区画を考慮すべき、あわせて、審議会そのものが区割り方針として分割地区を原則としてつくらないという方針なわけですから、こ

れが十六だけじゃなくて五十も百もということになると、当然これは新たな勧告の対象になる、こういうふうには私は理解しますし、これは総務省としても、当然新たな勧告を行うよう促すべき事項だ、このように思いますけれども、重ねてもう一回その点について。

○片山国務大臣 これ、例えば今の政府の行政改革大綱に言いますように千に限りなく近くなるようなことになれば、やはりここで言う第二項の特別の事情に私は該当する可能性が大変強い。

しかし、これは、先ほども言いましたが、審議会みずからの御判断でございまして、政府としては、市町村の区域を分割しない、こういうお考えをお持ちですから、そういうことについての資料は出させていただく、御説明はさせていただくことはあると思いますが、私も、私どもの方から審議会にこうしてほしいということを言うような必ずしも立場でございませんで、その辺は節度を持ちながら、状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

○井上(義)委員 状況によつては三年後に新たな見直しの可能性もあるというふうに私は理解します。

それで、今お話があったように、千程度に何とかしたいということが一つの目標ですけれども、仮に千市町村ということになりますと、いわゆる議員一人当たりの人口の三分の四を超える市区については分割をする、これは区割り方針。そうすると、当然、論理的な帰結としては、千ぐらいになれば、これは三分の四を超える市区町村は相当数出てくるというふうにも考えざるを得ないわけ、市区の分割が例外じゃなくなっちゃう。

いわゆる国会議員ですから国政に携わるとのことなんですけれども、やはりこれは当然、地域の代表という意味もあるわけでございまして、しかも、新しくできた市というのは、その一体性をどうつくるかということに非常に苦労しているわけでございます。これはやはり、国会の選挙が分割されているということは決して少なくない影

響を与えると私は思いますし、しかも、市会議員よりも小さな選挙区から選ばれた人がいっぱい出てきちゃうということになると、私はこの制度の矛盾というのがいよいよ露呈してくるんじゃないか。

そういう観点からいうと、いろいろな考え方があって、私どもは新しい中選挙区ということ提唱しているわけですが、例外的に、例えば複数選挙区も認めるということも合理的な考え方の一つだと思いますが、その点はどうでしょうか。

○片山国務大臣 今の制度は、御承知のように、大変長い議論、紆余曲折を経て導入された制度でございまして、この並立制は、これについては、例えば複数区を大幅に認めるということは制度の性格を変更する、こういうことになり得ると思えますので、やはりこれは高度の政治イシューでございまして、私は、やはり議会において、国会において各党各会派で十分な御議論をいただくべきことではなからうか、このように思っておりますが、大幅な市町村合併がその一つの契機になる可能性はあるいはあるのかもしれない、こういうふうにも思っております。

○井上(義)委員 次に、制度の抜本改革に関連して、第九次の選挙制度審議会の設置についてお伺いしたいと思います。

現行の小選挙区比例代表制は、一、得票率と議席の乖離が大きくて民意を反映しない、いわゆる死票が大量に生じる。それから、二つ目に、小選挙区が目指している二大政党制は今の日本のように価値観が多様化した社会にはなじまないのじゃないか。三つ目に、選挙区の区域が狭く、政策論争よりもサービズ競争、利益誘導が激しくなっている。それから、四番目に、重複立候補による復活当選が有権者になかなか理解されない。その他、新人が当選しにくいとか、議席が固定化しやすいとか、さまざまな問題点が指摘をされているわけでございます。私どもは、多様化した民意というものを反映する健全な多党制というものを担保する、しかも候補者の顔が見える、新しい中選挙

区制を導入すべき、抜本改革すべき、このように考えておるわけでございます。

与党三党にあつても、この衆議院制度の抜本改革について議論をまいりまして、本年の五月十五日に、衆議院選挙制度改革については、この中選挙区案も含めて検討してやってきたというこれまでの経緯を確認した上で、第九次の選挙制度審議会を立ち上げるように政府に要請すべきじゃないか、こういうことで、小泉総理も総務大臣にその旨お話をされたというふうに伺っております。それから答申までのスケジュール、この辺についていかがお考えか、それから、審議会の委員の人選とか諮問事項等についてどのようにお考えか、最後に確認しておきたいと思ひます。

○片山国務大臣 今、井上委員お話しのように、五月だったと思いますが、与党三党の合意を受けまして、総理から、この区割りの関係の法案が成立した後において第九次選挙制度審議会の設置を検討してほしい、こういう御指示でございますが、御要請がございました。

総務省としては、それを踏まえまして、まずこの法案を成立させるということが先決でございまして、第九次審議会の設置をどうするか、というふうにはやりたいた、メンバーをどうするか、諮問事項をどうするか、これは総理の御意向等も十分お聞きした上で考えたいと、今いろいろ具体的な検討に入っている段階でございまして。ただ、今の段階でここで申し上げるような状況にはございませんで、御理解を賜りたいと思ひます。

○井上(義)委員 以上で終わります。

○赤城委員長 次に、樋高剛君。

○樋高委員 自由党の樋高剛でございます。

きょうも質疑の時間をいただきましたありがとうございます。

けさの新聞によりますと、厚生労働省宮路副大臣、帝京大学への口ききによつて辞任をなさるといふふうに報道がされております。大臣、このことについてどう考えるか。また、大臣、まさか帝

京大学へ口きをなさつたりとか、そんなことは
ありませんか。いかがですか。

○片山国務大臣 私は一切かわり合ひはありま
せん。

それから、今の副大臣のお話でございますが、
事実を十分承知しておりませんから、いずれにせ
よ、事実が何らかの形で明らかにされるだろう、
こういうふうにしておりま。

○樋高委員 何か随分自信なさげな御答弁であり
ましたけれども。

本題に入りたいと思いますが、いずれにしろ、
今回、いわゆる選挙区画定審議会の答申によつて
区割りを変えるということでありま。けれども、
答申が出ましたのは、一昨年の国勢調査に基づい
て昨年の暮れに出たから、そもそも半年間ほつた
らかしにしてあるということ自体が私はおかしい
というふうに思います。党利党略、私利私欲、個
利個略の中で二増三減案が出てきたり、全く本質
的な議論、国会とはどうあるべきか、そしていか
なる選挙制度がいいのかということ、いわゆる土
台の議論がそもそも先送りされているということ
も問題であります。

今回の改正案によつても、根本的な問題がまだ
まだ多く残されていると思います。都道府県に対
するいわゆる基礎配分の問題、また、最大人口格
差が二倍以内になつていないという部分でありま
すけれども、この点につきまして、大臣の御所見
を伺います。

○片山国務大臣 一人均等配分方式についてはも
うかねがね議論があるところでございますが、私
は、それが是とする意見と非とする意見は十分ど
ちらも成り立ち得ると思いますが、最終的にはこ
の国会で一人均等配分でない、こういうことを
お決めいただいて、法律の中にも書いてあるわけ
でございますが、これをどうするかはまた御議論
を賜りたい、こういうふうにしておりま。国会
議員の定数配分につきましては議会制度の本当
に根幹でございます、そういう意味では、各党
各会派において十分な御議論を賜らうと。

それから、二倍未満、二倍を超えないというこ
とは基本なんです、この法律でも。ただ、それ
じゃ、基本にしてということとは、一切、少しでも
超えたらだめか、こういうことではないと、憲法
上許容されるというのが今までの審議会のお考え
でございます。二・〇六幾ら、こういうことで、
二倍を超えているものが九つある。現状では九十
五あるわけでありま。そういう意味では、
審議会としても相当な努力をされて、二倍を基本
とすることに近づけていただいた、基本としてと
いうことの解釈では許容される、こういうお考え
であつたのではないかと思います。

○樋高委員 その区割りの問題もありませんけれ
ども、本質的な議論をなぜしなかつたのかという
うに申し上げておるわけでありま。

私が今主に活動しております神奈川県七区、全国
で一番、票の価値が軽いという地域であります。
いわゆる国勢調査の人口では六十万七千五百二十
人という人口であります。一番人口の少ない島根
三区が人口二十万三千六百三十人ということであ
ります。実に二・五七三倍の格差があるわけであ
りまして、やはり明らかに公平でないこの状態
が放置されるということ、そもそも半年も放置さ
れてきたこと自体が私はおかしいというふうにし
うのであります。

今回の改正案によつて、大きないわゆる市とか
区が現行の選挙区から分断されてしまふ。先ほど
も北海道の話、余りにも広大な選挙区ができた
り、また、私の方の選挙区では緑区という区が有権者
が十三万人もいるんですけれども、丸々外
れてしまふ。いわゆる有権者の側からも困惑の
声が上がっているわけでありま。私の選挙区でも
有権者も怒っています、政府は何をやっているんだ
と。

そもそも本質的な議論もしようと思せず、そして
また、今回、三百の小選挙区のうち七十近い選挙
区で線引きが変わるわけでありま。そのことに
ついて、大臣、いかがお考えになりますか。
○片山国務大臣 半年間放置したではないかとい

う御指摘がございましたが、勧告をいただきま
して、政府としては、議院内閣制でございまして
与党との調整が必要でございますので、与党の方
で十分な検討、御議論をされるということでござ
いまして、その状況を見ながら、この国会、御承知のよ
うに延長いたしましたけれども今月末で終わるわけであ
りまして、そういうことで国会に提出を先月させ
ていただいた、こういう次第でございます。

それで、何度もその区割りのあり方については
申し上げておりますが、審議会が区割りの基本的
な考え方を方針でまとめ、具体的な適用は基準で
まとめ、それを当てはめてやったこととござい
まして、私も、すべて正しい、全く百点だとは考
えておりません。

こういうものを区割りしていくということにつ
いては、いろいろな考え方がございまして、そ
ういう中では、二倍を超えないことを基本とはい
はしたけれども、やむなくわずかに二倍を超え
るところが九つできた、こういうことでございま
す。これは、先ほど言いましたように、許容され
るというふうに審議会の委員の皆さんがお考えだ
と思ひますし、私も聞いています、具体的には
それぞれ大変な議論がある、こういうふうにし
うて、そこでお任せする、こういうことにな
してありますので、我々としては、出た勧告は
尊重して、国会にそのまま法案で出させていた
いた、あとは国権の最高機関である国会で御判断
いただく、こういうことではないかと考えており
ます。

○樋高委員 ささまざまな矛盾が起こる、やはりこ
の原因、発端は、そもそも衆議院議員の定数の抜
本的な削減が行われていないということに一因が
あるというふうに私は考えます。衆議院議員の定
数の抜本的な削減を行わないで、小手先だけで、
選挙区の改定を行うだけでは、先ほど申しまし
たとおり、いたずらに有権者に戸惑いを与えるだけ
であります。

○片山国務大臣 国会議員の定数削減問題につ
きましては、これもいろいろな考え方があろうと思
ひますが、国家公務員の削減、地方公務員もち
ろろ削減をされております、地方議員の法定数
を下回る削減、あるいは民間のリストラによる定
数減、職員の減等を踏まえまして、また国民世論
の意見を十分勘案して国会も考えるべきだ、こ
ういふことは前から言われておりまして、平成十二
年に、衆議院の比例区で二十名、参議院で比例区
と都道府県選挙区合わせて十名の定数がそれぞれ
議員立法で削減されたところでありま。

やはり衆議院議員の定数を減らすということが
必要であると思ひますけれども、どのようにお考
えになりますか。

○片山国務大臣 国会議員の定数削減問題につ
きましては、これもいろいろな考え方があろうと思
ひますが、国家公務員の削減、地方公務員もち
ろろ削減をされております、地方議員の法定数
を下回る削減、あるいは民間のリストラによる定
数減、職員の減等を踏まえまして、また国民世論
の意見を十分勘案して国会も考えるべきだ、こ
ういふことは前から言われておりまして、平成十二
年に、衆議院の比例区で二十名、参議院で比例区
と都道府県選挙区合わせて十名の定数がそれぞれ
議員立法で削減されたところでありま。

定数のあり方については、人口だけでなく、
選挙制度とか歴史的ないろいろな経緯、国民世論
の動向、いろいろなことがあると思ひますが、今
世界の人口が日本より大きいのはロシアとアメリ
カだけですね。あとは皆日本より少ないというこ
とは、人口に比べて日本よりは定数が多い。こ
ういふ状況でございまして、国会の各会派で
いろいろな御検討をいたしたい、御結論を得て、
定数をどうするかという方向を出していただ
くというのが一番正しいのではないかと、私
はこういうふうにしておりま。

○樋高委員 大臣、今の答弁、国会で議論すれば
いいんじゃないかということでありま。けれども、
も、そうはいっても、いわゆる選挙の制度をそも
そも所管する大臣でありますから、やはり何らか
の方向性を出すべきだ。そもそも政治家ですから、
責任を持ってリーダーシップを発揮して、こうし
た方がいんじゃないかというふうにはつきり言
うべきじゃないかと思ひます。

今、民間では大変なリストラ、また国家公務員、
地方公務員も計画的に削減をしております。また、
地方議会も本当に極めて機械的に削減をどんどん
行っているわけですね。その中であつて、国会が
削減をしない。まずは随分より始めようと思ひま

改めて小選挙区制という制度の問題が表面に出てきている、このことについては否定できないと思うんですが、いかがでしょうか。

○片山国土大臣 これは結局、区割りの問題になりまして、今の市町村の行政区や生活圏、経済圏の問題と絡んでくると思います。それは、そういう意味での投票価値の平等という意味では、比例代表制の方が小選挙区制よりはやりやすい、こういう面は確かにある、こういうふうにいると思います。

○大幡委員 私は、偶然ではなくて、小選挙区制度の一番の問題であるそもそも民意を反映しないという根本問題と、根は一つではないかというふうにいるわけなんです。つまり、格差は正というのとは二つの方法があると思うんです。有権者の数の調整という問題と、議席配分の調整です。

小選挙区制というのは、確かに都道府県段階での議席配分というのがありますが、選挙区の定数は一なんです。したがって、小選挙区制。したがって、選挙区の格差の是正というのは、有権者の数の調整以外に道がないわけです。そして、ここを追求すると、市町村、つまり、生活圏や交通圏や歴史や文化を無視せざるを得ない。つまり、定数一の制度、この小選挙区制の根本から出ている問題だということに思っています。

改めてこの点で、小選挙区制を導入するときに、この制度は広く民意を反映しない制度だということとが指摘されていきました。つまり、民意を大政党本位にゆがめ、第一党に実力以上の議席を与え、虚構の多数をつくり出すという指摘なんです。私は、このことが一票の価値の平等の侵害という問題をも招いているというふうに見るべきだと思うんです。

そこで、この小選挙区制を導入して二回の総選挙がありました。この二回の選挙で、小選挙区における自民党の得票率と議席占有率について紹介してください。

○大竹政府参考人 平成八年及び平成十二年の衆議院総選挙におきまして、この小選挙区選挙での自由民主党の得票率、それから議席占有率について

のお尋ねでございます。

平成八年の総選挙におきましては、自由民主党の得票率は三八・六％、議席占有率は五六・三％でございます。平成十二年の総選挙におきましては、得票率が四一・〇％、議席占有率が五九・〇％でございます。

○大幡委員 いずれも得票率の約一・五倍の議席を得ている。まさに虚構の多数だということに思っています。その一方で、議席に結びつかないいわゆる死に票は、九六年の選挙では、小選挙区部分では、有効投票五千六百五十二万のうち三千九十万、実に五四・七％に達しています。

この総選挙の直後にNHKの世論調査で、今回の選挙制度はこれまでより有権者の意思を反映しているか、こういう問いに対して、そう思うというのはいわゆる一三％、そう思わないというのが七四％という結果でした。

小選挙区制は第一党に実力以上の議席を与え、民意を損なう制度である、このことがいわばこの二回の選挙ではつきりした、こういうふうにいるんですが、大臣はどのように思われませんか。

○片山国土大臣 これは小選挙区制導入のときに大変な議論をされたわけでありまして、小選挙区は、政権の選択をやる、ということは政権の交代がある制度だと、二大政党制を志向する制度ではないか、こういう議論がされたわけでありまして。比例代表の方は、民意を鏡のように反映するけれども、これはいろいろな党の分立を招いて連立になる、こういうわけでございます。

そういう議論の中で、小選挙区制と比例代表を組み合わせた今の並立制ができたわけでありまして、私は、そういう意味では、小選挙区制が持つ例えは少数意見の尊重にも一つではないかというところが、比例代表制をあわせて入れたことによって相当補われている、こういうふうにいるわけでございます。この辺は、場合によっては大幡委員とは見解の相違があるのかもしれませんが。

○大幡委員 それでは、逆にお聞きしたいんですが、けれども、言われたように、小選挙区制導入の際には、いわば優位性というか利点として、二大政党制の促進と政権交代という問題が一つあった。あるいは、金がかからない制度だということも言われたと思うんです。さらに、政党、政策本位の選挙になるという、大体この三つ。これに加えて、一票の格差の是正もしやすいというふうな意見があったと思うんです。

それでは、大臣、この二回の選挙で、二大政党制の促進とか政権交代というのは促進されたというふうにお考えでしょうか。

○片山国土大臣 これはいろいろな見方があると思いますが、可能性としてはそういうことがあるということ国民の皆さんは理解をされたのではないのでしょうか。

○大幡委員 私は、結果的には、自民党が三割台の得票で政権を維持するという、いわば正反對の事態が続いているというふうにいるんです。それでは、金がかからない制度という意見は正しかったというふうにお考えでしょうか。

○片山国土大臣 三割少しで過半数の議席がとれるということとは、同じ可能性が自民党以外のほかの党にもあるわけでありまして、そういう意味では、政権獲得が昔の制度よりはかなり考えられ得るのではないかと、こういうふうにいると思います。

金のかからないということは、基本的には政党本位ということでございますので、同じ政党間の争いがなくなりましたので、私は、個人にしてみれば、かつての制度よりは金がかからないことになったのではなからうか。政党中心になったという意味では、トータルでは安上がりというふうにしようか、そういうふうにお考えしております。

○大幡委員 金がかかる、かからないというのは、制度の問題ということじゃなくて、政党の問題に本質があると思います。しかし、結果として、自民党は小選挙区単位に企業献金を受け取る政党支部をつくり、それが新たな腐敗政治を生み出すという事件を続発させてきている。また、口きき政

治の横行という問題もこの間の特徴です。

政策、政党本位の選挙になったのかという問題でも、これは二〇〇〇年の総選挙直後の読売新聞の世論調査なんですが、こう言っているんですね。小選挙区比例代表並立制に変わってから二回目の選挙、その制度の導入によって政策本位や政党本位の政治に変わってきたと思うか、この問いに対して、そう思うはわずかに一七・八％、そう思わないというのが実に六六・九％に及んでいます。私は、小選挙区制を導入した際のいわば口実にされた意見というのは、ことごとく破綻したというのがこの間の検証ではないかというふうにいるんですが、この点、大臣、いかがでしょうか。

○片山国土大臣 新聞等のアンケートがすべて正しいかどうかということはありませんし、それぞれの方がどういうお考えで回答されたかということ結局、問題は、その制度の中でどういうふうにするかということもありますので、それは個々の立候補者を含む皆さんの意識の問題、あるいは行動の問題もあるのではないかと。

制度として、私は、現在の制度は、皆さん、平成六年のときに大変な議論の中で現在の制度を採用したわけでありまして、今後ともその利害得失を十分踏まえながら、あるべき選挙制度を目指して各党各会派で御議論賜るべきことではなからうか。選挙制度には、何度も言いますが、常にそういう意味ではよりよいものを目指していることが必要ではないかと考えております。

○大幡委員 選挙制度は、国民主権、議会制民主主義の根本にかかわる問題です。同時に、やはり政党政治家は過去の誤りに対して明確にすべきで、なし崩しの居直りというのはいけません。そういう意味では、こういう問題についてもしっかりと議論を行って、より正しい方向での前進を打ち取るために努力したいと思っております。

以上で質問を終わります。

○赤城委員長 次に、北川れん子君。

○北川委員 社民党・市民連合の北川れん子とい
います。

私は、政治改革の議論が今、選挙制度の議論へ
とつながっていると思うのですが、殊に
一番大事なのは、政治に関心を持っていない皆さん、
それは投票率にあらわれていると思うのです。そ
ういう方がなぜ持てないかという、それが
なっても同じやないか、それがなっても腐敗は露
呈してくる、だれがなっても何らかのダーティー
な面を抱え込んでしまう。そういったことを、幾
ばくかの制度を改革するというところで、選挙と投
票というところで、ダイナミズムを感じる一番の根
幹の選挙制度ということが今回も議論されている
と思うのです。

時代は、片山大臣もホームページで御自身のい
ろいろな政治信条や御家族のことや趣味まで書か
れて、有権者とながらぬのは、もう御自身の選挙
の方々だけではないで、多くの日本の方に訴える
方法といふのとてきています。そしてもう一
つは、有権者側という市民側からすれば、昨今
は落選運動なども出てきています。私なども、一
番いい人を一人入れるという制度ですと来てい
るわけですが、どちらかというと、一番嫌なやつ、
自分が与えられたこの選挙の中で、仕組みの中で、
この人は絶対通つてもらいたくない、こういう政
党の考え方と自分とは一番乖離している、何らかの
強固な意思を発揮できるという意味では、どちら
かという、おもねるといふことが少ないという
意味でも、立候補者にとつてもとても楽というこ
とでは、落選させたい人を入れていく制度にした
方がいいんじゃないかというふうに思うのですけ
れども、これも時代がもう少しすると解決してく
れるかなというふうに思っています。

それで、きょうも一番議論になりました静岡の
場合というところで、私どもの党としましては地元
からも大きな疑問と批判が出ているわけですが、
殊に静岡県内では二倍以上の格差ができること
が二カ所もできるということ、また、静岡市と清
水市の合併の予定などが、先ほどからも議論に

なっていた伝統的な文化的な面、それから交通の
形態のありよう等々で、地域を逆に二分してしま
うという問題をやらんでいるんじゃないかという
ことが出ました。

もし片山大臣の岡山だったらどうなるというふ
うに思われるということも含めまして、片山大臣
はこのことをどう受けとめられているのか、お伺
いしたいと思います。

○片山国務大臣 静岡と清水の合併は、私も呼ば
れまして現地に行きまして、皆さんにいろいろ御
説明したわけございまして、合併がほぼ決まっ
たことは大変結構なことではないか、こう思っ
ております。

今回の区割りの見直しに当たりましては、でき
るだけ地域の実情を配慮していく、こういうこと
でございまして、結果としては、本日の委員会
でも御議論賜りましたいろいろな観点から、実情に
沿わないのではないかと御指摘を受けてもや
むを得ないような点も出てきております。こうい
う勧告は、百点というのとはなかなかないですね、
どこかで線を引くということとは必ず、すべてが結
構だということにはなかなかならない、こういう
気はいたしております。

私は、先ほども申し上げましたが、審議会の委
員の皆様は大変な努力をしていただいた、できる
だけ二倍を超えないことを基本に投票価値の平等
を守っていく、それから同時に、選挙区もできる
だけ大きな影響を与えないようにする、こういう
ことで努力をいただいたと私は考えております
し、今の制度が審議会にお任せするということにな
ってまいります。いただいたものは尊重するの
筋でございまして、今回の法案は審議会の勧告
どおりの案にさせていただいたわけでございま
して、北川委員の御意見、いろいろあると思いま
すけれども、ぜひ御理解を賜りたいと考えておりま
す。

○北川委員 実地に静岡まで行かれたということ
なんですが、私、いつも審議会のありようの中で
一番疑問に思っているのは、その事務局がすべて

のおぜん立てをしていくというふうになっていき
ますので、審議会の先生方が、委員の皆さんがど
んなに努力したり汗をかくというの、八割方お
ぜん立てされて、あとの二割で汗をかいだり努力
したりということになっていないのかという検証
がもっと必要ではないかというふうに思ってい
ます。その区割り審議会は、またこの委員会
となつて、例えば先生方は静岡に行つて実地
調査をされたのでしょうか、また有権者の皆
さんと出会う場面というのがあるのか、なつたの
でしょうか、そういうような経過をどういうふう
に踏まえてきたのかということを紹介していただ
きたいと思ひます。

○大竹政府参考人 今回の区割りの見直しに当
りまして、審議会では、一昨年の十二月から昨年
の十二月まで三十回の審議を重ねまして今回の勧
告に至つたわけでございます。

審議に当たりましては、先ほどから申し上げて
いますとおり、各都道府県知事さんから、それぞ
れの区割りの基準、現行の区割りあるいは区割
りの見直しについていろいろと御意見を伺うこと
とてございまして、これにつきましては、書面で御
意見を提出願ひまして、細かい内容につきまして
は、各担当の部長さんからそれぞれ御意見等聴取
してございまして。

それから、この都道府県知事さんの御意見の中
では、多くの都道府県におきまして、市町村の意
見の聴取を踏まえた上で知事意見としてまとめら
れたということもございまして、そういったこと
から、各市町村の状況についても、ある程度の情
報は知事意見によって得られたものと考えてござ
います。

○北川委員 地元には行かなかつたけれども、紙
のペーパーの応酬はあつたという御紹介だろうと
思ふんですが、片山大臣は、でも、やはり総務大
臣として、静岡へ行ったということは、静岡はも
めるなど何か思われたから行ったんだらうと思
ふんですが、どうして実地調査や公聴会、とい
いますのは、いつも、首長さんの意見を聞きまし

たと。首長さんは多くの市民から選ばれているか
らいいんじゃないかというふうな結論を今御紹介
されたんですが、市議会議員が県議会議員を支え、
県議会議員それぞれが知事を支えたり、国政の国会
議員を支えたり、逆に言えば、そういう支え合う
関係の中では、案外公平な意見ではないかもわか
らないという気がするんです。

もう今の世の中、実地調査や公聴会というのが
必要な時代に来たと思ふんですが、そういうこと
をやるというふうな発想を事務局がおぜん立て
する八割の中になぜ入れ込めなかったのか、なぜ
ペーパーだけでいいと思われたのか、これ以降も
議論になると思うので、その点をもう少し明確に
御紹介いただきたいと思ひます。

○大竹政府参考人 経過を申し上げますと、現在
の審議会の委員さん方は、前回、平成六年の区割
りの審議を重ねられた方でございます。前回、平
成六年の区割りの審議におきまして審議会勧告を
出されたわけでございますけれども、その後、平
成八年までの間に審議会委員は各都道府県、すべ
ての都道府県ではございませぬけれども、幾つか
の都道府県に参りまして、区割りの実情等につ
きましての現地調査を行つてございまして。

今回はそれを踏まえて二回目の区割りの見
直しでございます。その区割りの審議に当たりま
しては、今回は実地調査は行われてございませぬ
けれども、そういった過去の経験等も踏まえて、
各地の実情については十分把握しておられる
ものと考えております。

○北川委員 部長の方は、あえて行かなくても踏
まえらる、見識を持つている人なので、実地調
査や公聴会を開くということは毛頭、頭にもな
かつたし、必要はないんだということを念押しさ
れたと思ふんですが、私は違うと思ふんですね。
それぞれ、選挙制度を本当に真摯な形で考えてい
る、そういう場面があるということは無関心にな
らざるを得ない有権者の層に訴えるという意味で
も、このことはとても大きな意味を持つと思ひま
すので、ぜひ今後の検討の中の課題に入れていた

だきたい。

そして、きのう、憲法調査会をお伺いしていますと、北川知事も、道州制の導入等々も将来考える中では、どちらかというと、県というものの存在が必要ないという時代が来ればそれは引き受けざるを得ないというか、自分の考えの中にもそういう一面はあるというふうにおっしゃっています。ダイナミックに有権者と政治というものが結びつく一番いい制度というものを編み出すためにも、もう少し具体的に普通の人々にコミットできるというこをぜひ取り上げていただきたいと思っています。

それから、大臣の方にお伺いしたいんですけども、先ほども総務大臣としての主体性をもっと発揮するべきではないかという御意見が出ていたんですが、審議会の調査の仕方とか、審議会に対して意見を言う、そういう意見を言っている場面を公開する、ホームページで公開するとかテレビを通して公開する、そういうようなあり方というもの、大臣、いかがですか。御自身のホームページを出していらっしゃる大臣としては、新たな時代をつくっていただきたいと思いますが、いかがでいらっしゃいますでしょうか。

○片山国務大臣 今、北川委員、ホームページはほとんどの議員が皆さんおつくりですから、私だけじゃありません。

それから、静岡、清水に参りましたのは、合併の講演会でお招きを受けて説明に行ったわけでございまして、区割りの調査や視察じゃございませんので、そこは御理解を賜りたい、こういうふうに思います。

審議会が非公開にしておりますのは、選挙部長が言いましたように、大変な利害その他に絡むようなこととございますので、自由闊達な、公正な意見が場合によっては言えなくなるおそれもあるというふうなことの懸念から非公開にしておりますが、将来、今のようなすべて非公開ということがいいのかどうか、私は検討の余地があると思えますけれども、直ちに公開するというようなこと

は審議会としては当面、お考えになっていないのではないかと、こういうふうに思います。

○北川委員 その非公開性が、逆に言えば、だれかの手が回ったりしているんじゃないかという憶測が憶測を呼ぶということもありますので、ぜひ大臣が堂々と渡り合っているところとかを場面で見ることが、普通の人々、それは十代にとってもそうなんですが、あるということが必要ではないかと思っています。

それから、ホームページの面では、なぜ取り上げたかという、大臣のパートナーを紹介されていたので、いつもこういう場面では見えない点をあえて皆さんに知っていただきたい、そういう御意向を割と持っていたらいい大臣だということに思ったので、御紹介した次第であります。

それから、きのうの先ほどの大臣の議論の中で、市町村合併と小選挙区制という選挙制度のありようは、関係があるけれども関係がない。何か、ちよつと先ほどの御指摘にもありましたけれども、意味がわからなかったんです。

そこで、関係がないというのはどういうこと、あるというのはどういうことなのか。これとこれは矛盾していないのか、矛盾しているのか。その辺は大臣、どうお考えでしょうか。

○片山国務大臣 選挙区の区割り、市町村の区域にかかわらず、現在、制度で区割りが決まらずとそれでやっていく、こういうことですね。そこで、そういう意味では直接の関係がない。しかし、選挙区を画定する上では、市町村の区域をできるだけ分断しないように尊重していく、そういう意味では関係がある、こういうことでございます。

合併を我々は平成十七年三月までにできるだけ進めたい、こう思っております、その市町村の再編ができたときに、市町村の行政区画を分断せずに尊重していくとすれば、今回の選挙区の区割りとはかなり相違してくるおそれがある、その場合、どういうふうな審議会が御判断になるかだ、こういうふうな思っております。

現在の選挙区そのものは区画にとらわれませんが、将来、区画を決める際には、市町村の行政区画を尊重する、分断しない、こういうことでございますから、今は直ちに関係がありませんけれども、将来の区画を考える場合には関係が出る。そこで、関係がないようで、あるようで、こういうふうな申し上げたわけでありまして。

○北川委員 私が理解があれなかわかりませんが、余りよくわからなかったんですけれども、私、それともう一つあるのは、国勢調査の中に外国人籍の方の人口というのが入っていて、有権者台帳の中には入っていない、こういう矛盾が、二〇〇年の国会で、一部、定住外国人という言葉から永住外国人に変わりましたけれども、議論になりました。一人が票に見えるということ、地盤、看板、かばんですか、という問題の払拭ということも含めて、昨今は意識的に取り組んでいる人たちがいます、できるだけ出やすい、立候補しやすいという形をとるためにも、公職選挙法の改正なども大きくかわってくると思うんです。

この地域の代表という色彩とかは暫定的なものだというふうな思いますが、区割りによって常に動いていくものというふうな考えていいのでしょうか。人口の増減による区割りの変更が小選挙区の宿命だというふうな、関係あるような、ないようなという言葉の中にも集約されているのかもわかりませんが、この区割りによって常に動いていくものというふうな考えてよろしいのでしょうか、大臣。

○片山国務大臣 ちよつと委員の言われるのがどこにポイントがあるのか、もう一つ私、理解ができていないんですが、投票価値の平等ということ、選挙制度の基本でございます、一票の価値が同じだということ。そこで、どうしても、小選挙区は定数一でございますから、人口の動態推移を見て区割りを修正していくということは、もうこれはやむを得ない、宿命みたいなものでは、もうそれで、今回の制度は、御承知のように、都道

府県の定数というものをまず一与えて、それから人口にスライドして配分したしております、そこがなかなか二倍を超えないということの難しさがある、こういうふうな思いますが、与えられた中で、今回の案は審議会の委員の皆さんが最善を尽くしていただいた、こういうふうな思っております。

○赤城委員長 北川れん子君。質疑時間が終了しておりますので、簡潔にお願いいたします。

○北川委員 済みません。聞いた方も何かちよつとあれなんですけれども、ごめんなさい。抜本的な選挙制度の改革の議論というのが、抜本的な、必要だというふうな思いますが、最後にその辺の決意をお伺いしたいと思います。

○片山国務大臣 何度も申し上げますように、選挙制度は百点のものはありません。常に絶えざる見直しが必要でございます、いずれにせよ、第九次の審議会の立ち上げを今検討いたしておりますので、委員の御意見も承って、十分な議論を中であさせていただきますと思います。

○北川委員 どうもありがとうございます。

○赤城委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

正午散会

平成十四年七月十八日印刷

平成十四年七月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

P